

# 令和4年度第2回中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 次第

日時 令和4年7月22日（金）

午後2時から

場所 中央区役所本庁3階庁議室

## 1 開会

## 2 議題

法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて（資料 2-1）

・ 前回の審議を受けた確認事項（資料 2-2）

・ 確認・検討項目の審議（資料 1-13～  
1-18、2-3）

## 3 その他

次回小委員会日程の確認

## 4 閉会

（会議資料一覧は裏面）

## <会議資料>

- 資料 2-1 確認・検討項目管理表【令和4年度第2回小委員会更新版】
- 資料 2-2 改正法における個人情報に関する定義
- 資料 2-3 個別検討シート2（開示決定後の手続）
- 資料 1-1 中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度小委員会名簿
- 資料 1-2 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案）
- 資料 1-3 今後の進め方について（案）
- 資料 1-4 条例で規定できる範囲
- 資料 1-5 確認・検討項目管理表
- 資料 1-6 内容確認資料1（死者の情報）
- 資料 1-7 内容確認資料2（個人情報保護制度の対象機関）
- 資料 1-8 内容確認資料3（個人情報の保有・収集の制限）
- 資料 1-9 内容確認資料4（目的外利用・提供）
- 資料 1-10 個別検討シート1（個人情報ファイル簿と個人情報登録簿）
- 資料 1-11 内容確認資料5（任意代理人制度の拡大）
- 資料 1-12 内容確認資料6（不開示の範囲）
- 資料 1-13 内容確認資料7（開示決定の期限、訂正決定の期限、利用停止決定の期限）
- 資料 1-14 内容確認資料8（開示請求の手数料）
- 資料 1-15 個別検討シート3（訂正・利用停止請求における開示請求前置）
- 資料 1-16 内容確認資料9（実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除）
- 資料 1-17 個別検討シート4（審議会への諮問事項）
- 資料 1-18 内容確認資料10（電子計算組織への記録・結合の制限）
- 参考資料 令和4年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会資料 一式  
中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度第1回小委員会資料 一式  
中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度第1回小委員会会議録
- 基礎資料 ・中央区個人情報の保護に関する条例・同条例施行規則  
・中央区情報公開条例・同条例施行規則  
・中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護  
審査会に関する条例

## ※会議資料中の各標記は以下のとおり

- ・ガイドライン：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）  
[令和4年4月時点]
- ・事務対応ガイド：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）[令和4年4月時点]
- ・Q&A：個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- ・条文解説：改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和3年6月時点暫定版]
- ・規律に関するQ&A：改正個人情報保護法の規律に関するQ&A [令和3年6月時点暫定版]

no	項目	法	条例	比較		方向性の確認（案）	審議
				改正法	条例・規則		
1	死者の情報	2-1	2・2 26の4	死者の情報は個人情報に含まない	死者の情報も個人情報に含む（開示手続は任意的開示で対応）	<条例への委任：×> 現行の規定を削除、死者の情報の取扱いについて個人情報保護条例以外で規定する	内容確認1 (資料1-6) 【審議済】
2	個人情報保護制度の対象機関	2-11	2・1	対象機関に議会が含まれない	対象機関に議会を含む	<条例への委任：×> 現行の規定を削除、別途議会を対象とした条例を定める	内容確認2 (資料1-7) 【審議済】
3	個人情報の保有・収集の制限	61 64 66-1 75	5 6 7	・必要な場合に限り保有できる ・不正手段による取得の禁止（他に関連する規定として、必要な目的の範囲による利用の限定、安全管理措置の義務、個人情報ファイル簿による本人関与がある）	・（保有について直接の規定なし） ・本人からの収集の原則、収集禁止事項を規定	<条例への委任：×> ・現行の規定を削除、法の規定により条例と同様の趣旨で運用できる見込み	内容確認3 (資料1-8) 【審議済】
4	目的外利用・提供	69	13 13の2 14	①以下の場合を例外として規定 ・法令(条例を含まない)に基づく場合 ・本人の同意があるとき、本人に提供するとき ・内部での利用や他の行政機関等への提供を行う場合で <u>相当の理由があるとき</u> ・統計・研究のために提供するとき ・提供が <u>明らかに本人の利益になるとき</u> ・その他提供について <u>特別の理由があるとき</u> ②（規定なし）	①以下の場合を例外として規定 ・本人の同意があるとき、本人に提供するとき ・ <u>法律・条例等に定めがあるとき</u> ・個人情報取扱事務での利用で相当な理由のあるとき ・ <u>出版・報道等で既に公にされているとき</u> ・ <u>生命・身体・財産の安全のため緊急かつやむを得ないとき</u> ・ <u>審議会の意見により特に必要があるとき</u> ②目的外利用・提供時に閲覧に供する義務	<条例への委任：×> ①現行の規定を削除、条例にあつて法にない規定は、改正法が定める目的外利用・提供の例外条項への適用で個別に対応するとともに、本区の解釈運用基準について整理していく ※「審議会の意見により特に必要があるとき」の規定は、審議会の類型的な諮問要件を定められないため、そもそも法の規定の対象外 [no.15参照] ②条例等で規定する	内容確認4 (資料1-9)  no.15の 検討時に 再度確認
5	個人情報ファイル簿と個人情報登録簿	60-2 75	8 8の2	・個人情報ファイル簿の作成・公表義務を規定 ・個人情報ファイル簿の作成義務は1000人以上の場合（令第19条第2項）	・個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿の作成・公表義務を規定 ・個人情報ファイルの作成義務は100人以上の場合	<条例への委任：○> ・現行の取扱いと同様に、作成基準を100人以上とするファイル簿及び登録簿を運用していく ・改正法の標準様式を踏まえた様式の見直しを行う	検討1 (資料1-10) 【審議済】

no	項目	法	条例	比較		方向性の確認（案）	審議
				改正法	条例・規則		
6	任意代理人制度の拡大	76-2	20の4 26の4	法定代理人・任意代理人が代理請求できる	<代理請求> ・法定代理人：保有個人情報 ・任意代理人：保有特定個人情報 <任意開示> 本人が死亡や療養等の場合、配偶者や親族、委任を受けた一部の士業の者等が開示の申出を行うことができる	<条例への委任：×> 現行の規定を削除、他自治体の対応も踏まえつつ、本区の解釈運用基準について整理 【解釈運用基準での整理事項】 ・法定代理での本人の意思確認 ・任意代理での代理権の確認 ・本人確認書類の確認方法 ・郵送請求への対応	内容確認5 (資料1-11) 【審議済】
7	不開示の範囲	78	17 情8	以下の場合を不開示情報として規定 ・国の安全や国際関係上の地位に不利益を及ぼすおそれ ・調査研究の遂行を不当に阻害するおそれ (他の規定は条例と同様)	以下の場合を不開示情報として規定 ・法律・条例等に規定されている ・法定受託事務を処理するに当たって開示できないと認められる ・公正な判断・適正な遂行を不当に阻害するおそれがある (他の規定は法と同様)	<条例への委任：△> 条例にあつて法にない規定3つについては、条例で規定できる不開示情報に当てはまらないため、現行の条例の規定を削除、改正法が定める不開示条項への適用で個別に対応するとともに、本区の解釈運用基準について整理していく	内容確認6 (資料1-12) 【審議済】
8	開示決定の期限	83 84	22-1 22-7 附9 情12	・30日以内（初日不算入） ・30日延長可能 (更なる延長の特例は条例と同様)	・15日以内（初日算入） ・45日延長可能 (更なる延長の特例は法と同様)	<条例への委任：○> ・現行の個人情報保護条例の規定を削除 ・情報公開条例の日数も個人情報保護制度に合わせる	内容確認7 (資料1-13)
9	訂正決定の期限	94 95	22-2 22-7 附9	・30日以内（初日不算入） ・30日延長可能 (更なる延長の特例は条例と同様)	・22日以内（初日算入） ・38日延長可能 (更なる延長の特例は法と同様)	<条例への委任：○> 現行の規定を削除	内容確認7 (資料1-13)
10	利用停止決定の期限	102 103	22-2 22-7 附9	・30日以内（初日不算入） ・30日延長可能 (更なる延長の特例は条例と同様)	・22日以内（初日算入） ・38日延長可能 (更なる延長の特例は法と同様)	<条例への委任：○> 現行の規定を削除	内容確認7 (資料1-13)

no	項目	法	条例	比較		方向性の確認（案）	審議
				改正法	条例・規則		
<u>11</u>	開示決定後の手続	87	23	<p>&lt;手続の流れ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求書（請求者→実施機関）</li> <li>・開示決定通知書（実施機関→請求者）</li> <li>・開示の実施方法等申出書（請求者→実施機関、30日以内に提出）</li> </ul>	<p>&lt;手続の流れ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求書（請求者→実施機関）</li> <li>・開示決定通知書（実施機関→請求者、実施機関は速やかに開示）</li> </ul>	<p>&lt;条例への委任：△&gt;</p> <p>委員会への照会の結果、手続において申出書の提出を求めないことを規定することはできないとの回答あり。</p> <p>開示請求書に記載された実施方法等のとおり開示できる場合は申出書の提出は必要ないことから、開示決定の時点で行える限り請求者と実施機関の開示の実施方法等を合致できるよう、運用や書式を整備していくことを検討</p>	検討2 (資料2-3)
<u>12</u>	開示請求の手数料	89	24	実費の範囲で条例で定める手数料を納める	無料とする、実費は請求者の負担とする	<p>&lt;条例への委任：○&gt;</p> <p>個人情報保護制度の趣旨を踏まえ、現行の条例と同様に無料とする</p>	内容確認8 (資料1-14)
13	訂正・利用停止請求における開示請求前置	90 98	18 19 20 20の2	開示を受けた情報に対して、開示を受けた日から90日以内に訂正・利用停止請求できる（開示請求前置）	訂正・利用停止請求に当たって開示請求前置を求めない	<p>&lt;条例への委任：○&gt;</p> <p>現行の条例のとおり、開示請求前置を要件とせず訂正・利用停止請求できるように規定することを検討</p>	検討3 (資料1-15)
14	実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除	105-1	26-1	審査請求の全部を認容し、全部開示、訂正又は利用停止をする場合、審査会への諮問を免除する規定あり	不作為を認める宣言をし、一定の処分をした場合、審査会への諮問を免除する規定あり	<p>&lt;条例への委任：△&gt;</p> <p>改正法では審査請求の全部を認容する場合以外は審査会への諮問が必要となる、現行の規定を削除</p>	内容確認9 (資料1-16)
<u>15</u>	審議会への諮問事項	129	審議会条例2ほか	個人情報の適正な取扱いのため、専門的な意見を聴くことが特に必要な場合に諮問できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度運営に関する重要事項を審議する</li> <li>・各手続において必要となる諮問・報告事項あり</li> </ul>	<p>&lt;条例への委任：○&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・典型的に諮問を要件とすることができないため、既存の規定を精査する</li> <li>・所掌事項を整理の上、審議会のあり方を検討</li> </ul>	検討4 (資料1-17)
16	電子計算組織への記録・結合の制限	—	15 16	(規定なし)	電子計算組織への記録・結合の制限について規定	<p>&lt;条例への委任：×&gt;</p> <p>法では漏洩防止措置、提供の制限、適切な管理を規定しているため、条例の趣旨は実現できる見込み→現行の規定を削除</p>	内容確認10 (資料1-18)

※no.に下線がある項目は、情報公開制度との整合性を踏まえて検討が必要なもの

用語	定義
個人情報	<p><u>生存する個人に関する情報</u>であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により<u>特定の個人を識別することができるもの</u>（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は<u>個人識別符号が含まれるもの</u>をいう（第2条第1項）。</p>
個人識別符号	<p><u>当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号</u>をいう（法第2条第2項）。</p> <p>(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列</li> <li>・顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌</li> <li>・虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</li> <li>・発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質</li> <li>・歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</li> <li>・手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</li> <li>・指紋又は掌紋</li> <li>・上記に掲げるものから抽出した特徴情報を組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの</li> </ul> <p>(2) 旅券の番号</p> <p>(3) 基礎年金番号</p> <p>(4) 運転免許証の番号</p> <p>(5) 住民票コード</p> <p>(6) 個人番号</p> <p>(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療の被保険者証</li> <li>・介護保険の被保険者証</li> </ul> <p>(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p>
保有個人情報	<p>行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の<u>職員</u>（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）が<u>職務上作成し、又は取得した個人情報</u>であつて、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人の職員が<u>組織的に利用するものとして、当該行政機関等及び同項各号に掲げる法人が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているもの</u>をいう（第60条第1項）。</p>

用語	定義
個人情報 ファイル	<p><u>保有個人情報を含む情報の集合体であって、</u></p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を<u>電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u>（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は</p> <p>(2) 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により<u>特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</u>（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう（第60条第2項）。</p>
要配慮 個人情報	<p><u>不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報</u>をいう（第2条第3項）。</p> <p>(1) 人種 (2) 信条 (3) 社会的身分 (4) 病歴 (5) 犯罪の経歴</p> <p>(6) 犯罪により害を被った事実</p> <p>(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）。</p> <p>(8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(9)において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(9)において「健康診断等」という。）の結果（同条第2号）</p> <p>(9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第3号）。</p> <p>(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第4号）。</p> <p>(11) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。</p>
条例 要配慮 個人情報	<p><u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報</u>（要配慮個人情報を除く。）のうち、<u>地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう（第60条第5項）。</p>
仮名 加工情報	<p><u>個人情報を、法に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報</u>をいう（第2条第5項）。</p>

用語	改正法
匿名加工情報	<p>個人情報<sup>1</sup>を個人情報の区分に応じて次のいずれかの措置を講じて<u>特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう</u>（第2条第6項）。</p> <p>(1) 同条第1項第1号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 同項第2号に該当する個人情報については、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>
行政機関等匿名加工情報	<p>次の（1）から（3）までのいずれにも該当する<u>個人情報ファイル</u>を構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう（第60条第3項）。</p> <p>(1) 法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（第60条第3項第1号）。</p> <p>(2) 行政機関情報公開法又は独立行政法人等情報公開法の規定により、行政機関の長等及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が次のいずれかを行うこととなるものであること（第60条第3項第2号）。</p> <p>① 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（同号イ）。</p> <p>② 行政機関情報公開法又は独立行政法人等情報公開法の規定により意見書の提出の機会を与えること（同号ロ）。</p> <p>(3) 行政機関等及び法第58条第1項各号に掲げる法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること（第60条第3項第3号）。</p>
行政機関等匿名加工情報ファイル	<p><u>行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、</u></p> <p>(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を<u>電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u>（電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報）又は</p> <p>(2) <u>その他の方法で特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、政令で定めるものをいう</u>（第60条第4項）。</p>
個人関連情報	<p><u>生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう</u>（第2条第7項）。</p>

(以下、事業者等を対象とする法第4章における用語の定義)

用語	改正法
個人情報データベース等	<p>特定の個人情報を<u>コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する（法第16条第1項、政令第4条第2項）。</u></p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれにも該当するものは、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない（政令第4条第1項）。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。</p> <p>(3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。</p>
個人データ	<p><u>個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう（法第16条第3項）。</u></p>
保有個人データ	<p><u>個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう（法第16条第4項）。</u></p>

※定義における各用語の記載は、ガイドラインを元に事務局にて一部編集

項目	9 開示決定後の手続			
関連 条文	法	第87条第3項・第4項		
	条例	個：第23条第1項 情：なし		
条例に規定 できる根拠	法第108条			
検討事項	法第87条では、開示決定を受けた請求者に対し、原則30日以内に開示の実施方法等を申し出ることを義務付けているため、本区における開示決定後の手続について検討する。			
検討	1 法における開示手続の流れ			
		主体	手続内容	備考
	1	請求者	開示請求書を実施機関に提出	開示請求書に任意で開示方法、希望日を記載
	2	実施機関	開示の決定を行い、請求者へ開示決定通知書を送付	開示決定通知書に開示方法、期間（日時）、場所を記載
	3	請求者	開示の実施方法等申出書を実施機関に提出（原則30日以内）	申出書に開示方法、希望日を記載
	4	実施機関	開示の実施	
	※開示請求書で希望した方法で開示を実施できる場合、請求者は開示の実施方法等申出書を提出する必要なし			
	※開示請求書は別紙1、開示決定通知書は別紙2、開示の実施方法等申出書は別紙3のとおり			
	2 本区における開示手続の流れ			
		主体	手続内容	備考
	1	請求者	開示請求書を実施機関に提出	開示請求書に開示方法、請求の理由（任意）を記載
	2	実施機関	開示の決定を行い、請求者へ開示決定通知書を送付	開示決定通知書に開示方法、期間、場所を記載
	3	実施機関	開示の実施	開示決定後、速やかに開示請求に応じなければならない
	※開示請求書は別紙4（個）、5（情）、開示決定通知書は別紙6（個）、7（情）のとおり			

## 3 個人情報保護委員会への照会結果

法における開示手続では、請求者は、開示決定後に開示の実施方法等申出書を提出する必要があるため、現行の本区の手続より請求者の負担が増加する懸念がある。そのため、現行のとおり開示の実施方法等申出書の提出を求めずに開示を行う手続を定められるかについて個人情報保護委員会に照会したところ、次のとおり回答があった（詳細は別紙8のとおり）。

## 【個人情報保護委員会からの回答】

法第87条第3項の規定は、開示請求者が開示の実施方法を自らの意思で選択するための規定であり、ご質問のような規定は、法の保護範囲を狭めることとなり認められません。

なお、開示の決定に基づいて保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法等の申出を書面で行わなければなりません（令第26条第1項）、開示請求時に、任意的記載事項として、開示請求書に開示の実施の方法等について記載していた場合であって（令第23条）、開示決定後、当該方法で開示の実施ができる場合で、かつ、当該方法を変更しない場合は、改めて開示の実施方法等申出書を提出する必要はありません（令第26条第2項）。

## 【法第87条第3項】

開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

## 【施行令第23条】

開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 求める開示の実施の方法
- 二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項第4号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

## 【施行令第26条第1項】

法第87条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

<p>検討</p>	<p>【施行令第26条第2項】</p> <p>第24条第2項第1号に掲げる場合（※<u>開示請求書に記載された実施方法等のとおり開示できる場合</u>）に該当する旨の法第82条第1項の規定による通知（※<u>開示決定通知</u>）があった場合において、<u>第23条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第87条第3項の規定による申出（※<u>開示の実施方法等の申出</u>）は、<u>することを要しない。</u></u></p> <p>4 対応の方向性（案）</p> <p>上記3のとおり、開示の実施方法等申出書の提出を求めないことを規定することはできないため、その上で極力、請求者の負担を減らすを検討する必要がある。</p> <p>施行令第26条第2項によれば、開示請求書に記載された実施方法等のとおり開示できる場合は、開示の実施方法等申出書の提出は必要ないことから、開示決定の時点でできる限り請求者と実施機関の開示の実施方法等を合致できるよう、運用や書式を整備していく。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事項となっている開示請求書の「求める開示の実施方法等」について記載を促す案内をする</li> <li>・開示請求書の記載案内に、請求者が記載した「求める開示の実施方法等」のとおり開示できる場合は、開示の実施方法等申出書の提出が不要となる旨を表示する</li> <li>・開示請求書の「求める開示の実施方法等」の「実施の希望日」の記載欄において、開示決定から開示実施までの標準的な期間を選択できるようにする（別紙1）</li> <li>・開示請求書の「求める開示の実施方法等」が未記載の場合や、請求者と実施機関の開示の実施方法等が合わない場合は、請求者と連絡を取って調整し、通話メモ等により開示の実施方法等の不一致を補完した証拠を残す</li> </ul>
-----------	---

<標準様式第2-1> 開示請求書

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

### 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

### 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。          &lt;実施の方法&gt; <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付  <input type="checkbox"/>その他 ( _____ )</p> <p>&lt;実施の希望日&gt; _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>対応例：具体的な希望日の記載欄の代わりに以下の内容を入れる</p> <input type="checkbox"/> 開示決定日から2週間以内の開示を希望 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
<p>イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。          ウ 写しの送付を希望する。</p>	

### 3 手数料

手数料	ここに収入印紙を貼ってください。	(請求受付印)
-----	------------------	---------

### 4 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p> <p>イ 請求者本人確認書類  <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証  <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  <input type="checkbox"/>その他 ( _____ )          ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
--

ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
	（ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（      年      月      日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  （ふりがな）
	（イ） 本人の氏名 _____
	（ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（      ）
オ	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（      ）

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

<標準様式第 2-2> 開示決定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

（行政機関の長等）

### 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

#### 記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>  
〇〇省〇〇局〇〇課〇〇室  
（担当者名）（内線： ）  
電 話：  
F A X：  
e-mail：

個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

<標準様式第2-3> 開示の実施方法等申出書

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（行政機関の長等） 殿

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ( )
	(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 （ 有 : 同封する郵便切手等の額 円 ）  
無

<本件連絡先>  
〇〇省〇〇局〇〇課〇〇室  
（担当者名）（内線： ）  
電 話：  
F A X：  
e-mail：



第8号様式(第13条関係)

## 保有個人情報開示等可否決定通知書

年 月 日

様

中央区長

印

年 月 日に開示等の請求のありました保有個人情報につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 内 容		
請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		
開 示	開 示 の 方 法	1 閱 覧    2 視 聴    3 写 し の 交 付
	開 示 す る 日 時	年 月 日 ( ) から 時 分から 年 月 日 ( ) まで 時 分まで
	開 示 す る 場 所	
一 部 開 示	請 求 に 応 じ ら れ ない 部 分 及 び そ の 理 由	
非 開 示	請 求 に 応 じ ら れ ない 理 由	
※一部開示及び非開示で開示できる予定のある場合の期限		当該保有個人情報は、年 月 日以後であればその <input type="checkbox"/> 全 部 <input type="checkbox"/> 一 部を開示できますので、同日以後改めて開示請求をしてください。
訂 正 、 削 除 又 は 中 止 の 処 理 内 容		

- (注) 1 来庁の際には、この通知書とご本人であることを証明できる書類(法定代理人による請求の場合は、法定代理人本人に係る前記書類に加え、その資格を証明する書類)を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 ※印の欄は、当該保有個人情報の開示に応じられない理由がなくなる期限又はその予定の期限をあらかじめ明示できる場合に記入します。
- 3 訂正、削除又は中止の処理内容欄は、請求に応じられない場合はその理由を、請求の一部について応じられない場合はその部分及び理由を記入します。
- 4 この決定(開示の場合を除く。以下同じ。)に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、区長に対して異議申立てをすることができます。
- 5 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 6 ご都合の悪い場合は、あらかじめその旨をご連絡ください。

(問い合わせ先)

別記第1号様式(第3条関係)

区 政 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

(あて先)中央区長

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

申出者 氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号( ) \_\_\_\_\_

〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名を記載してください。 〕

<p>1 区政情報の件名又は内容</p>	
<p>2 開 示 の 方 法</p>	<p>(1) 閱 覧 (2) 視 聴 (3) 写しの交付</p>
<p>3 請 求 の 理 由 〔 差し支えなければ、ご記入をお願いします。 〕</p>	<p>(1) 調査・研究 (2) 取材 (3) 学習・勉強 (4) 争訟 (5) 営業のための調査 (6) その他 〔 〕</p>

第2号様式(第4条関係)

## 区政情報開示決定通知書

年 月 日

様

中央区長



年 月 日に開示請求のありました区政情報につきましては、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

1 区政情報の件名	
2 開示の方法	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
3 開示する日時	<p style="text-align: center;">年 月 日( ) 時 分から 年 月 日( ) 時 分まで</p>
4 開示する場所	

(注)1 ご来庁の際には、この通知書を係員に提示してください。

2 ご都合の悪い場合は、あらかじめその旨下記までご連絡ください。

(連絡先)

TEL

6/9（木）東京都中央区

【照会内容】

改正法第 87 条第 3 項では、実施機関による開示決定後の請求者の義務として開示方法等を申し出ることが規定されています。

・開示請求→開示決定→開示方法の申出→開示

一方、本区では、現在の条例・規則において開示の実施方法等申出書の提出は求めずに開示を行う手続としております。

・開示請求→開示決定→開示

改正法第 108 条では、保有個人情報に係る開示等の手続に関して、法の趣旨に反しない限り条例で定めることができる旨が規定されていることから、本区では、現行のとおり開示の実施方法等申出書の提出は求めず開示を行う流れで手続を定めたいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。

※法と本区条例の開示手続の流れの違いを整理した資料を添付（添付資料は資料 2-3 本紙の P. 1 の部分）

このような手続の違いの背景として、本区は特別区の中でも人口や面積の規模が小さく、国や大規模自治体とは置かれている環境が大きく異なります。

個人情報の開示等の手続に当たっては、国の機関等では開示場所の調整や開示する情報の準備のため、請求者と開示日をマッチさせて明確にする必要があると推察いたします。

一方、本区ではこれまで本庁のみで開示請求の受付から開示の実施までを行っており、開示に当たっても、開示決定通知で提示した 2 週間ほどの期間の中で請求者に来庁してもらう運用としています。

開示方法の申出書を徴取せず運用できていることや、請求者の都合や負担を踏まえると、従前どおりの手続の方が区民の利益になると考えております。

〈回答〉

- ・法第 87 条第 3 項の規定は、開示請求者が開示の実施方法を自らの意思で選択するための規定であり、ご質問のような規定は、法の保護範囲を狭めることとなり認められません。
- ・なお、開示の決定に基づいて保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法等の申出を書面で行わなければなりません（令第 26 条第 1 項）、開示請求時に、任意的記載事項として、開示請求書に開示の実施の方法等について記載していた場合であって（令第 23 条）、開示決定後、当該方法で開示の実施ができる場合で、かつ、当該方法を変更しない場合は、改めて開示の実施方法等申出書を提出する必要はありません（令第 26 条第 2 項）。